



平成27年2月18日

各 位

会 社 名 広島ガス株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 田村 興造
(コード番号 9535 東証第二部)
問合せ先 執行役員 総務部長 久保 賢司
TEL 082-252-3001 (総務部)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

平成25年1月10日付「訴訟(控訴)の提起に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、エムシー中国建機株式会社から提起されていた損害賠償請求訴訟に関し、第一審判決を不服として控訴人より控訴の提起がなされておりましたが、平成27年2月9日付で和解が成立しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成21年3月、当社の連結子会社である広島ガス開発株式会社(以下、HGK社)において、複数の取引先との間で実体を伴わない循環取引が行われていたことが判明したことにともない、当社は、当該取引に参加していたエムシー中国建機株式会社(以下、控訴人)より、HGK社の民事再生申立により未回収となった約束手形金額相当分である金1億8,945万1,500円(平成24年7月10日付の訴えの変更申し立てにより金1億5,156万1,200円に変更)について、平成21年6月8日付で損害賠償請求訴訟の提起を受けました。

第一審の広島地方裁判所においては、平成24年10月25日付で、控訴人の請求をいずれも棄却し、訴訟費用も控訴人の負担とする旨の当社勝訴判決を受けましたが、同判決を不服として、平成24年11月5日付で控訴人より広島高等裁判所に控訴の提起がなされました。

当社は、控訴人の主張する損害賠償責任はいずれもないとして、当社の正当性を主張してまいりましたが、今般、裁判所より和解の勧告があったことを受け、和解金額は訴額の約2%に過ぎず、客観的に見て当社の責任を認める趣旨のものではないと評価できること等の理由から、訴訟提起より既に5年以上経過していることも踏まえ、ここに裁判所の勧告を受け入れ、早期に解決を図ることが最も合理的であると判断し、もって和解に応ずることといたしました。

2. 和解の相手方の概要

- (1) 名 称 : エムシー中国建機株式会社
- (2) 所 在 地 : 広島市中区橋本町10番10号
- (3) 代表者の役職・氏名 : 代表取締役 中尾 浩

3. 和解の概要

- (1) 当社は、エムシー中国建機株式会社に対し、本件解決金として300万円を支払う。
- (2) エムシー中国建機株式会社は、当社に対するその余の請求およびその他5名の被控訴人に対する全ての請求を放棄する。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審を通じて、各自の負担とする。

4. 今後の見通し

今回の和解が当社の平成27年3月期の業績に与える影響は軽微であります。

なお、当社が、現在、広島地方裁判所において係争中の訴訟は以下のとおりであり、今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

訴訟の提起をした者	訴訟の提起を受けた者	提訴年月日	訴訟の内容	請求額 (百万円)
(株)アイラック	当社他1社及び10名	平成22年4月12日	損害賠償請求事件	803
理研産業(株)	当社他1社及び10名	平成22年4月12日	損害賠償請求事件	404
(株)ナカハラ	当社他1社及び10名	平成22年4月12日	損害賠償請求事件	181
古澤建設工業(株)	当社他1社及び10名	平成22年4月12日	損害賠償請求事件	643
(株)SHOU E I	当社他1社及び10名	平成22年4月21日	損害賠償請求事件	192
入交コーポレーション (株)および入交住環境(株)	当社他1社及び10名	平成22年4月30日	損害賠償請求事件	1,152
(株)ヤマサ	当社他2社及び7名	平成23年8月29日	損害賠償請求事件	294
合 計				3,671

以 上